

おくやみハンドブック



石井町

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

石井町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、町役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

石井町役場 088-674-1111 (代表)

事前準備について

石井町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。

相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、石井町役場へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印
- 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要な場合があります。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

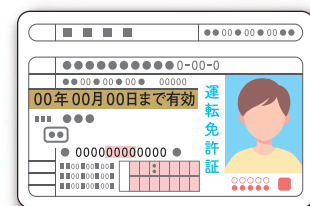
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者証、年金手帳または年金証書、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (38 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (39 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

石井町で必要な手続きについては 6 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた	P.6
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8～9
年金	<input type="checkbox"/>	年金に加入または受給していた	P.10
税金	<input type="checkbox"/>	町税の未納がある	P.11
	<input type="checkbox"/>	町税の納付について口座振替(自動払い込み)の登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた(相続登記は未完了)	P.12
	<input type="checkbox"/>	未登記の家屋を所有していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.14～15
	<input type="checkbox"/>	二輪車(126cc以上)を所有していた	P.16
<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車を所有していた		
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.19～20
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	子どもはぐくみ医療費受給者証を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	保育所等を利用していた	
上水道	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	P.29
町営住宅	<input type="checkbox"/>	町営住宅の入居者(名義人)の死亡に伴い、当該住宅を明け渡す	P.30
	<input type="checkbox"/>	町営住宅の入居者の死亡後も、当該住宅に引き続き居住を希望する	
	<input type="checkbox"/>	同居人が死亡した町営住宅の入居者	P.31
その他	<input type="checkbox"/>	町の共葬墓地に遺骨を納骨したい	P.32
	<input type="checkbox"/>	農地の権利を相続した	
	<input type="checkbox"/>	山林を相続した	P.33
	<input type="checkbox"/>	経営所得安定対策等交付金(いわゆる転作)の申請をしていた	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の貸与を受けていた	P.34
<input type="checkbox"/>	相続した空き家を売りたい・貸したい		

1. 住民登録に関する手続き



マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	住民課 ☎ 088-674-1114



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	住民課 ☎ 088-674-1114

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※役場に返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	住民課 ☎ 088-674-1114

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者またはご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 手続きに来られる方の本人確認書類	住民課 ☎ 088-674-1114

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	診療を受けた月の翌月の 初日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 対象となる医療費の領収書 <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方および世帯主のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 手続きに来られる方の本人確認書類	相続人またはご家族の方
	問い合わせ先
	住民課 ☎ 088-674-1114



後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証（及び交付を受けている場合は限度額認定証）を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証 (交付を受けている場合は限度額認定証も)	長寿社会課 ☎ 088-674-6111

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書など)	葬祭執行者(相続人等への 手続きの委任可)
	問い合わせ先
	長寿社会課 ☎ 088-674-6111

手続き③ 高額療養費等給付関係の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費等の給付関係の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方および世帯主のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 手続きに来られる方の本人確認書類	相続人またはご家族の方
	問い合わせ先
	長寿社会課 ☎ 088-674-6111

3. 年金に関する手続き



年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金の請求及び死亡届の提出、その他必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
年金を貰われていた方が亡くなられたとき、残っている年金の請求と死亡の手続きを役場を通じて行うことが可能な場合があります。 また、現在の年金の状態を確認し、必要な手続きのご相談もさせていただきます。	亡くなった方の年金支払日の次の月から5年間
	手続き可能な人
	請求できる方 (優先順位高い順) ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他三親等内のご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金手帳・年金証書 <input type="checkbox"/> 請求手続きをする方の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 請求手続きをする方のマイナンバー <input type="checkbox"/> 請求手続きをする方の通帳 <input type="checkbox"/> 生計同一申立書	住民課 ☎ 088-674-1114



町村議会議員共済会の退職年金・遺族年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、年金の種類やご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。	支払未済の給付請求は亡くなった翌日から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族または相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 除籍抄本など <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分があるときは遺族または相続人の振込口座が分かるもの <input type="checkbox"/> 場合によっては請求者の戸籍謄本	議会事務局 ☎ 088-674-7500

4. 税金に関する手続き



町税の未納がある

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の未納の町税がある場合は、相続人の方に亡くなられた方の納税義務が引き継がれますので、既に届いている納付書により納付してください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	税務課 ☎ 088-674-1115



町税の納付について口座振替(自動払い込み)の登録をしていた

手続き 口座振替(自動払い込み)解約の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義による口座振替(自動払い込み)制度を利用されていた場合は、登録をしている金融機関の窓口にて口座振替の解約手続きをしてください。 また、口座振替の解約に伴い納期末到来分の未納額があるときは、納付書を発行させていただきますので税務課へご連絡ください。	随時
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
解約手続きについては、金融機関へお問い合わせください。	税務課 ☎ 088-674-1115

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



固定資産を所有していた（相続登記は未完了）

手続き 「土地又は家屋を現に所有している者の申告書」の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を所有されていた納税義務者が亡くなった場合に相続登記が完了するまでの間、土地または家屋を現に所有している方から所有の事実及び納税通知書などの書類を受領する旨を届出していただくものです。</p> <p>※相続登記は、この申告とは別に法務局にて手続きが必要です。</p> <p>※相続登記が完了されている場合は税務課への申告は不要です。</p>	<p>所有者が亡くなったことにより、現に所有する者となったことを知った日の翌日から3か月以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人 (土地または家屋を現に所有している方)</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が申告される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）</p> <p>【法定相続人以外の方が申告される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し など</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 088-674-1115</p>

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 被保険者証などの返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証（及び交付を受けている場合は介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿社会課 ☎ 088-674-6111

手続き② 保険料等過誤納還付請求兼振込依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、町より亡くなられた方の保険料（還付金等）に関するご案内を送付する場合がございます。 お送りする場合は保険料等過誤納還付請求兼振込依頼書にご記載いただいた請求者（相続人）宛てにお知らせし、還付金が発生した場合にはご記載いただいた指定口座へ還付しますので同依頼書をご提出ください。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者（相続人）の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）	長寿社会課 ☎ 088-674-6111

6. 福祉（障がい）に関する手続き



身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉生活課 ☎ 088-674-1116



特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き



自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	福祉生活課 ☎ 088-674-1116



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書	福祉生活課 ☎ 088-674-1116



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金支給請求の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月の翌月をもって受給権が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	年金管理者または、ご親族
必要なもの	問い合わせ先
	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

6. 福祉（障がい）に関する手続き



重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

手続き

重度心身障がい者医療費助成受給者証の返還及び、資格喪失届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉生活課 ☎ 088-674-1116



児童通所施設を利用していた

手続き

通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返還となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返還となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

地域生活支援事業を利用していた

手続き 地域生活支援事業受給者証の支給決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業のサービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業受給者証の返還または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援事業受給者証の返還となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更及び未支払児童手当請求

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、受給者変更のお手続きが必要です。また、受給者死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未払いの手当がある場合は未支払児童手当請求の手続きが必要になります。 ※詳細はお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【児童(未支払児童手当請求者)】 <input type="checkbox"/> 児童名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅届または額改定届提出

手続き詳細	期 限
対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届または額改定届の提出が必要になります。 ※詳細はお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

子どもはぐくみ医療費受給者証を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
子どもはぐくみ医療費受給者証の受給者が亡くなられた場合、受給者変更の手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 対象児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 受給予定者及び対象児童の個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
子どもはぐくみ医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子どもはぐくみ医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格者死亡届及び未支払児童扶養手当請求書提出

手続き詳細	期 限
<p>受給者が亡くなられた場合、受給資格者死亡のお届けが必要です。また、受給者の死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未払いの手当がある場合は、未支払児童扶養手当請求の手続きが必要になります。</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご親族など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証するもの（戸籍謄本、死亡診断書など）</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 088-674-1623</p>

【児童が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届または手当額改定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届または手当額改定届の提出が必要です。</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>受給者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 児童の死亡を証するもの（戸籍謄本、死亡診断書など）</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 088-674-1623</p>

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失届の提出及び受給者証の返納

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証の受給者が亡くなられた場合、受給資格喪失のお届けが必要です。また、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失届の提出及び受給者証の返納

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、受給資格喪失のお届けが必要です。また、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

7. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

受給者死亡届兼未支払手当請求書の提出
(受給資格が継続する場合は受給者変更のための認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、受給者死亡届の提出が必要です。また、受給者の死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未払いの手当がある場合は、未支払手当請求の手続きが必要になります。 (受給資格が継続するようであれば、受給者変更のための認定請求手続きが必要です。)	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍謄(抄)本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 児童名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届または額改定届の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	子育て支援課 ☎ 088-674-1623



障害児福祉手当を受給していた

【児童が亡くなった場合】

手続き**障害児福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)**

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、資格喪失届の提出が必要です。また、受給者の死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未払いの手当がある場合は、未支払手当請求の手続きが必要になります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、保護者の振込口座のわかるもの	子育て支援課 ☎ 088-674-1623



保育所等を利用していた

【保護者が亡くなった場合】

手続き**認定事項変更届の提出**

手続き詳細	期 限
認定事項について、保護者変更のお手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 保護者の死亡を証するもの（戸籍謄本、死亡診断書など） ※詳細はお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 088-674-1623

9. 町営住宅などに関する手続き



町営住宅の入居者（名義人）の死亡に伴い、当該住宅を明け渡す

手続き 町営住宅の明渡し

手続き詳細	期 限
町営住宅の入居者が亡くなったことにより、誰も住まなくなったときは、明渡しの手続きが必要です。 入居前の状態になるよう片付けをして必要なものを提出してください。担当が立会い検査を行います。 ※明渡しの手続きを行わない場合、その後も家賃が発生します。	速やかに
	手続き可能な人
	同居者または入居者のご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 明渡し届 <input type="checkbox"/> 鍵の返却	福祉生活課 ☎ 088-674-1116



町営住宅の入居者の死亡後も、当該住宅に引き続き居住を希望する

手続き 町営住宅の名義人変更

手続き詳細	期 限
石井町営住宅設置及び管理条例第13条の規定により、該当する同居者が引き続き居住する場合は、承継承認を受ける必要があります。 この手続きを行わない場合、町営住宅に居住する資格を有しない者として明渡しを請求する場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	同居期間が1年以上の同居者のうち、新たに名義人となる者 ※同居者が入居者の入居時から同居しているご親族である場合は、1年未満でも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 入居承継承認申請書 <input type="checkbox"/> 請書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 連帯保証人調書 <input type="checkbox"/> 戸籍・住民票謄本	福祉生活課 ☎ 088-674-1116

10. その他の手続き



町の共葬墓地に遺骨を納骨したい

手続き 火葬済みの押印をした火葬許可証の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の遺骨を墓地の使用許可を得た町の共葬墓地に納骨される場合、火葬場にて火葬済みの押印をした火葬許可証を墓地管理者である石井町に提出する必要があります。	納骨を行うまで
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 火葬済みの押印をした火葬許可証 <input type="checkbox"/> 納骨を行う墓石の位置がわかるもの	福祉生活課 ☎ 088-674-1116



農地の権利を相続した

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

手続き詳細	期 限
相続などにより農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出することが必要となります。(農地法第3条の3第1項) 相続が完了したら、速やかに農業委員会へ届出をしてください。	相続完了後、速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地の権利を取得した状況がわかるもの (登記完了証、登記事項証明書、遺産分割協議書など) <input type="checkbox"/> 代理人が届出をする場合は委任状	農業委員会 ☎ 088-674-7507

10. その他の手続き



山林を相続した

手続き 森林の土地の所有者届出の手続き

手続き詳細	期 限
山林を相続し、新たに森林の土地の所有者となった方は、森林法第10条の7の2第1項の規定により、その所在する市町村ごとに届出が必要です。	所有者となってから 90日以内
	手続き可能な人 本人またはご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	産業経済課 ☎ 088-674-1118



経営所得安定対策等交付金（いわゆる転作）の申請をしていた

手続き 交付申請者の農業経営の継承などに関する申出の手続き

手続き詳細	期 限
経営所得安定対策等交付金（いわゆる転作）の交付申請者から相続により、交付金の交付を受ける承継をすることとしたときに届出が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 本人またはご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 交付申請者の死亡診断書（または死体検案書）の写し <input type="checkbox"/> 承継する方名義の通帳またはキャッシュカードの写し	産業経済課 ☎ 088-674-1118

緊急通報装置の貸与を受けていた

手続き 長寿社会課に連絡・立ち会い

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報装置の貸与を受けていた場合、装置の返還が必要です。長寿社会課にご連絡ください。ご自宅に取付られていた器具を外す作業の間、立ち会っていただく必要があります。	できるだけ速やかに (利用料の引き落としなどがあるため)
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 貸与を受けていた緊急通報装置	長寿社会課 ☎ 088-674-6111

相続した空き家を売りたい・貸したい

手続き 石井町空き家バンクの登録

手続き詳細	期 限
職員が現地調査を行いますので、申込の際は事前にご相談ください。また、居住可能な物件が対象となりますので、事前に家の片付けや庭草等の管理をお願いします。	なし
	手続き可能な人
	土地及び家屋の所有者 (相続人) ※所有者が明らかでない場合、契約ができません。 登記等でご確認ください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 申請書類一式 (総務課窓口にてお渡ししております。) ※詳細は事前にお問い合わせください。	総務課 ☎ 088-674-1111

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 徳島税務署 ☎ 088-622-4131
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	徳島名西警察署 ☎ 088-632-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	徳島保健所 ☎ 088-602-8906
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 徳島税務署 ☎ 088-622-4131
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記など	徳島地方法務局 ☎ 088-622-4171
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

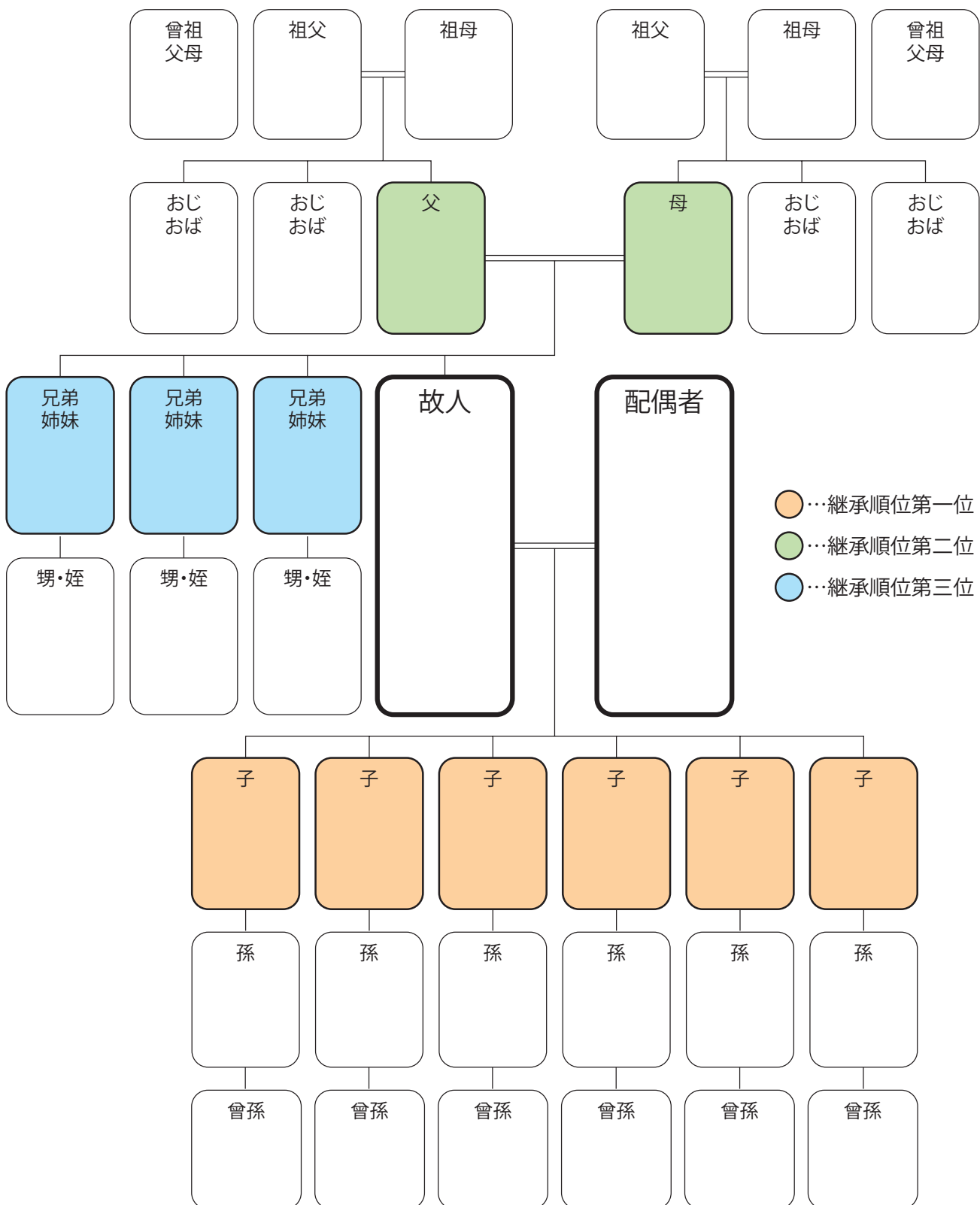
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

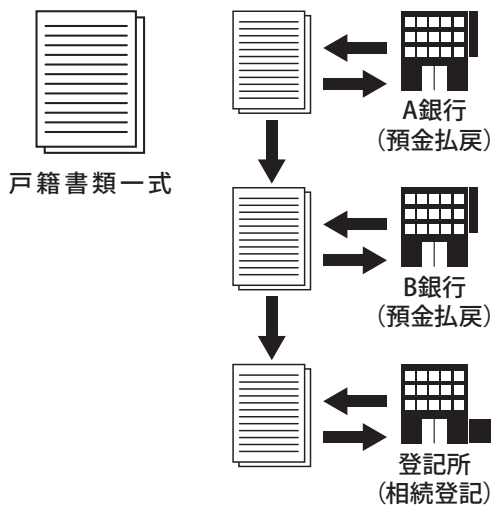
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

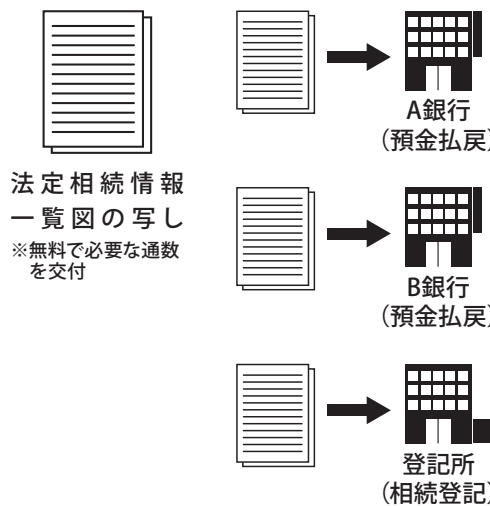
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

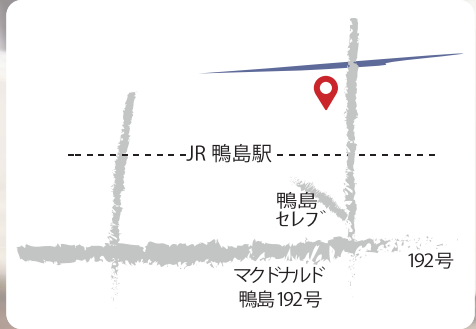
司法書士・行政書士・土地家屋調査士が
ワンストップでサービスを提供いたします。

相続案件**年間550件**(令和4年)受任の実績
 抜群のサポート体制で**安心・効率化**



代表 小笠原哲二

スタッフ一人ひとりの
 経験値が高く、
 お客様の多様な
 ニーズに対し、
 総合的なソリュー
 ションの提供を
 目指しております。



初回**60分無料相談** (祝日を除く毎週土曜日に実施 要予約)

0120-110-991

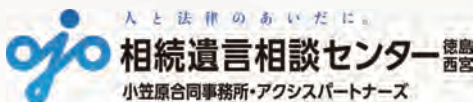
(代表番号)

相続手続

戸籍の収集から行方不明者の
 捜索まで対応いたします。

相続放棄

故人のマイナス財産の
 相続を放棄いたします。



経験豊富なスタッフ
 が多数在籍!



司法書士法人小笠原合同事務所
 土地家屋調査士法人小笠原合同事務所

一般社団法人徳島相続遺言相談センター
 行政書士法人アクシス・パートナーズ

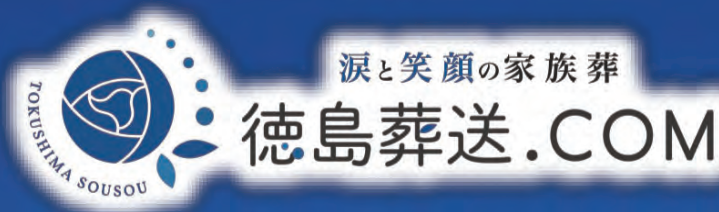
鳴島
 〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

本社
 〒770-0905 徳島市東大工町1丁目19番地

西宮
 〒663-8204 兵庫県西宮市高松町4番37号中林ビル西宮3階

海南
 〒775-0203 海部郡海陽町大里字尾ノ鼻36番地2

神戸
 〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町3丁目7番15



海洋散骨・永代供養・墓じまい・樹木葬など
お葬式のアフターサポートは徳島葬送.comへお任せ下さい。

海洋散骨



代行散骨プラン

価格
¥55,000-(税込)
※年間4回出航しております。

チャーター散骨プラン

価格
¥198,000-(税込)
※ご希望の日取りで出航します。

永代供養



永代供養合祀プラン

価格
¥100,000-(非課税)
※年間1回合同供養しております。

個別永代供養プラン

価格
¥150,000-(非課税)

仏壇・仏具



仏壇コミコミプラン

価格
¥218,000-(税込)
※仏具を含んでのプランです。

その他多数のお仏壇、
仏具・手元供養品など
を取り揃えております。

樹木葬



樹木葬合祀プラン

価格
¥100,000-(非課税)
※年間1回合同供養しております。

個別樹木葬プラン

価格
¥450,000-(非課税)
※2霊まで納骨可能です。

墓じまい



墓じまいプラン

価格
¥165,000~(税込)
※無料見積り致します。

墓石清掃プラン

価格
¥35,000-(税込)

家族葬



家族葬プラン

会員価格
¥258,000-(税込)

直葬プラン

会員価格
¥78,000-(税込)

※その他にも多数プランを
ご準備しております。



徳島葬送.comアフターサロン 北島
板野郡北島町江尻字妙蛇池67-1

徳島葬送.com家族葬ホール 応神
徳島市応神町古川戎子野40

TEL:088-677-9070
FAX:088-677-9071
Mail:info@t-funes.co.jp

HOME PAGE



徳島葬送.com | 検索



24時間365日対応
専用ダイヤル:088-677-9070

相続についての 全般のご相談は

私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はいくらになるの？

「争続」がとても心配・・・

名義変更等の手続きはどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

あなたの
お悩みを
じっくり
聞きます

他士業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

初回面談
無料

／ お気軽にお電話ください ／

axis 税理士法人アクシス

アクシスグループ

営業時間：平日8:45～17:45 定休日：土日祝日

TEL:088-631-8119

徳島県徳島市北島田町1丁目3番地3 <https://m-staff.com>

吉野川支店 徳島県吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

高松支店 香川県高松市松縄町1050-27

東京支店 東京都品川区東品川5丁目9番6 1109号

ホームページは
こちらから





「手を合わせることの
大切さ」を伝えたい。

ご供養に関するお困りごと、普段の日や法事のおまつりのこと。
仏事のごことは何でもご相談下さい。



■ぶつだんのもり 本店

小松島市江田町字敷地前118-1

TEL.088-669-1115(代)

営業時間：9：30～18：30



■ぶつだんのもり かもしま店

吉野川市鴨島町牛島字四ツ屋 90-1

TEL.0883-36-1115

営業時間：9：00～18：00 定休日：水曜日



アクセスの良さと上質な環境を兼ね備えたみはらしの丘に広がる安らぎの聖地。

名方池口イマルパーク

徳島市加茂名町東名東山60-1 TEL.088-678-2112

徳島市指合市場第229号 開園時間：9：00～17：00 定休日：毎週火曜日

仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト



株式会社

ぶつだんのもり

本店 応神店 阿南店 脇町店 かもしま店 淡路店



0120-48-1115

「お問い合わせ」窓口

受付時間 9：00～18：00

<https://www.b-mori.co.jp>

ぶつだんのもり



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階



発	行	石井町役場	
編集／制作		株式会社鎌倉新書	
発	行	年	2023年11月